

摂津市議会

文教上下水道常任委員会記録

令和3年10月19日

摂津市議会

目 次

文教上下水道常任委員会

10月19日

会議日時、場所、出席委員、説明のため出席した者、出席した議会事務局職員、審査案件	1
開会の宣告	2
市長挨拶	
委員会記録署名委員の指名	2
議案第52号所管分の審査	2
質疑（村上英明委員、出口こうじ委員）	
議案第56号の審査	4
質疑（村上英明委員）	
議案第53号の審査	6
質疑（村上英明委員、出口こうじ委員、嶋野浩一朗委員）	
採決	8
閉会の宣告	8

文教上下水道常任委員会記録

1. 会議日時

令和3年10月19日(火) 午前10時 開会
午前10時37分 閉会

1. 場所

第二委員会室

1. 出席委員

委員長 弘 豊 副委員長 嶋野浩一朗 委員 村上 英明
委員 西谷 知美 委員 出口こうじ 委員 三好 俊範

1. 欠席委員

なし

1. 説明のため出席した者

市長 森山 一正 副市長 福渡 隆 教育長 箸尾谷知也
教育総務部長 小林 寿弘 同部次長 野本 憲宏
同部参事兼学校教育課長 河平 浩一 次世代育成部長 橋本 英樹
こども教育課長 浅田 明典 同課参事 中川 資子
上下水道部長 末永 利彦 同部次長 西川 聡
経営企画課長 谷内田 修 料金課長 千葉 郁子

1. 出席した議会事務局職員

事務局次長 大西 健一 同局書記 速水 知沙

1. 審査案件(審査順)

議案第52号 令和3年度摂津市一般会計補正予算(第8号)所管分
議案第56号 摂津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件
議案第53号 令和3年度摂津市水道事業会計補正予算(第1号)

(午前10時 開会)

○弘豊委員長 ただいまから、文教上下水道常任委員会を開会いたします。

理事者から挨拶を受けます。

森山市長。

○森山市長 急激に冷え込みが厳しくなってきたようでございますが、皆さん方お忙しいところ、本日は文教上下水道常任委員会をお持ちいただきまして、大変ありがとうございます。

最初に、このたびの改選で、弘議員、嶋野議員におかれては正副委員長へのご就任、おめでとうございます。1年間また何かとお世話になりますが、どうぞよろしく願います。

さて、本日の案件でございますけれども、先日の本会議で常任委員会に付託されました案件についてご審査を賜いますが、何とぞ慎重審査の上ご可決いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

一旦退席させていただきます。

○弘豊委員長 挨拶が終わりました。

本日の委員会記録署名委員は、嶋野委員を指名いたします。

審査の順序につきましては、お手元に配付しています案のとおり行うことに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○弘豊委員長 異議なしと認め、そのように決定いたします。

暫時休憩します。

(午前10時2分 休憩)

(午前10時3分 再開)

○弘豊委員長 それでは再開いたします。

議案第52号所管分の審査を行います。

本件については、補足説明を省略し、質疑に入ります。

質問のある方、挙手をお願いいたします。

それでは村上委員、お願いいたします。

○村上英明委員 議案第52号という中におきまして、まずこの債務負担行為の、小学校・中学校の教育用コンピューター事業について、この期間と限度額の考え方についてですね、まずこの件についてお尋ねをしたいなというふうに思います。

それから、予算書の24ページ、新型コロナウイルス感染症対策宿泊行事等補助金というのが計上されているという中で、その宿泊行事を行う予定の学校数ですね、まず1回目お尋ねをしたいなというふうに思います。

以上で1回目です。

○弘豊委員長 それでは答弁を求めます。

河平部参事。

○河平教育総務部参事 それでは、村上委員のご質問についてご答弁申し上げます。

まず債務負担行為の期間になりますが、5ページの資料でございますように、令和4年の1月から3月までが、本年度の予算で行うということになっております。債務負担行為は、令和4年度から令和8年度の12月までの57か月になっております。

限度額の考え方ですが、まず小学校教育用コンピューター事業は、タブレット端末のリースに係る予算が1か月5万6,500円掛ける57か月分の額になっております。中学校は、2万8,200円が1か月分、それ掛ける57か月分で限度額を算出させていただいております。

二つ目の修学旅行等の宿泊行事に関して、その補助の対象の学校ですが、まず修学旅行の対象校としては15校ございます。

宿泊行事として、小学校の林間学校についてはもう既に2校が実施済みとなっておりますので、残り8校が補助の対象とな

っております。

以上です。

○弘豊委員長 村上委員。

○村上英明委員 この債務負担行為の件ですけれどね、57か月分ということでご説明がございましたけども、要はこの期間の決定がベストだったのかなど。要は単年度でやるとかですね、3か年でやるとかいうことも含めて、この57か月というのが最良で、効果があるということで判断されたのか、その辺の確認でちょっとお尋ねをしたいなというふうに思います。

2点目のこの宿泊行事等々についてですけれども、確かに学校行事の関係においては、様々なご苦労をされているんだろうなというふうに思います。消毒液の関係だとか、バスの増便だとかいうことでこの補助金を活用することになってくるんだろうなというふうに思うんです。ちょっとお答えできるのであればということなんですけども、もしこれが来年も続いていくというような想定をするのであれば、新年度の予算等々も盛り込まれてくるのかなという部分もあるので、その辺の認識だけちょっとお尋ねをしたいなというふうに思います。

2回目、以上です。

○弘豊委員長 それでは答弁のほう、河平部参事。

○河平教育総務部参事 それでは、村上委員の2回目のご質問にご答弁申し上げます。

まず一つ目の債務負担行為の期間がこれでよかったのかという質問ですが、こちらについては、タブレット端末のリースの期間を5年間とさせていただいております。

それは、現在学校に導入しております一

人1台のタブレット端末と同じ期間でしております。やはり5年間以上たっていくと、ソフトウェアやiPad自身の進歩もあります。あとはタブレットのバッテリーが保たれるかというところも考慮しまして、期間をこれまで導入しているものと同じく5年間とさせていただいています。3か月はもう本年度中に予算で組んでおりますので、債務負担行為は57か月とさせていただいております。

2番目のご質問ですね、この補助金は来年度どのようにしていくのか、考え方を問うというような内容だったと思います。現在のところ、次年度の当初予算等でこの補助金の予算計上は考えておりません。新型コロナウイルス感染症に関わっては、やっぱり日々状況が変わることが考えられます。実は昨年度はGoToトラベルの事業がございまして、そちらが感染対策の補助に充てられたんですけど、本年度はそれがなかった。そういったことを踏まえて、本年度は補助金の形で子どもたちが安全・安心の宿泊行事を行えるようにさせていただきました。

しかしながら、来年度については、ちょっと状況が読めないところがありますので、しっかりそこは状況とか社会情勢等を踏まえながら、対応を考えていきたいと思っております。

以上です。

○弘豊委員長 それでは、村上委員。

○村上英明委員 コンピューター事業につきましても、先ほども言われたように、このIT関係の技術というか、本当に日々進歩しているので、10年たてば旧型みたいな形になるのかなと思うので、そういう形でこのコンピューター関係はしっかりと、今後の子どものためということも踏ま

えて、これから事業の展開を進めていって
いただきたいなということは、これ要望と
しておきたいと思います。

2点目の、宿泊等の補助金の件につきま
しては、先ほどもご答弁でもありましたけ
ども、この新型コロナウイルス感染症とい
うのが今後どうなるか、収束していくのか、
いやまた変異があってどうなるのかとい
うことも、2か月3か月後さえもちょっと
読めないようなこともある中なので、その
点はその状況を踏まえて、しっかりと適切
な形で速やかに対応できるような予算措
置というか、考え方を持っていていただ
きたいなということで要望として、私の質
問を終わります。

○弘豊委員長 そうしましたら、出口委員、
どうぞ。

○出口こうじ委員 小学校用P Cネット
ワーク構築委託料の件でお尋ねします。先
日説明をちょっとお聞きしたところ、大塚
商会という会社に委託されていると、これ
は入札か何かで決めたんですか。

○弘豊委員長 そしたら答弁のほう、河平
部参事。

○河平教育総務部参事 こちらの選定に
つきましては、プロポーザルを行い、業者
を選定し、その業者に継続して委託する予
定です。

○出口こうじ委員 理解しました。ありが
とうございました。

以上です。

○弘豊委員長 ほかに、この議案第52号
についてご質問ございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○弘豊委員長 それでは、以上で質疑を終
わります。

暫時休憩します。

(午前10時13分 休憩)

(午前10時14分 再開)

○弘豊委員長 それでは再開いたします。
議案第56号の審査を行います。

本件についても、補足説明を省略し、質
疑に入ります。

村上委員。

○村上英明委員 今回の条例改正につ
きましては、今年6月ですかね、同様の内
容で条例改正もありました。今回は対象
が違うということだというふうに思うん
ですけども、その中で、この今回の議案
の中の3ページの4番のところで、文書
または電磁的方法による承諾を得なけ
ればならないとあるんですけども、ちよ
っと確認なんですけども、これはその都
度保護者と確認をとっていくというこ
との認識でよいのか、年間を通して承
諾をとって進めていくのかということの
確認だけさせていただきたいなという
ふうに思っています。

以上で、1回目です。

○弘豊委員長 それでは答弁を求めま
す。浅田課長。

○浅田こども教育課長 それではご質
問にお答えいたします。

電磁的記録を電磁的方法によって保護
者の方に提出、または交付するときの承
諾ということであるかと思います。こちら
につきましてはですね、第4章の雑則で
ですね、第53条第4項のところに、承
諾を得なければならないということで規
定しております。

また第5項のほうにはですね、電磁的
方法による提供を受けない旨の申し出が
あったときは、保護者に対して電磁的
方法によって行ってはならない。た
だし再び同項の規定による承諾をした
場合は、この限りではないというふう
に規定しております。その都度その
都度承諾が必要なのかと

いうところではあるかとは思いますが、基本的には入園をするときに承諾を得るような形をとるということになりません。

先ほど申しましたように、その後提供を受けない旨の申し出があった場合は、そのような交付はできないということになりますので、初めの入園する際に承諾を得ることが基本になるかと思えます。

○弘豊委員長 それでは村上委員。

○村上英明委員 入園のときに1回承諾を得れば、卒園するまでという形で適用していきますよということだと思えますけれども、その期間においても、やはり変更という部分についても、本人のご意向を重視していただくとかいうことも含めて、今後取り組んでいっていただきたいというふうに思えます。

2回目の質問なんですけどね、6月の文教上下水道常任委員会のときも申し上げさせていただいたと思えますけれども、保管の年限とか保管の方法についても、ちょっと確認なんですけどね、この期間の設定の考え方はね、ほかの健康関係でいけば労働安全衛生法とかいうことで、その基本を適用しますということであったかと思えますけれども、今回もそういう同様の形であるのかということを確認していきたいというふうに思えます。それが私の認識では逆にね、この条例に例えば卒園までですとか、何か期間を設けるといっても一つなのかなというふうに思うんですが、その辺をどう認識されておられるのかということで、ちょっと確認をしていきたいというふうに思えます。

以上です。

○弘豊委員長 それでは浅田課長。

○浅田こども教育課長 それではご質問

にお答えいたします。

保存の期間ということでございますけれども、こちらは書面であれ電子データであれ、その期間というのは、法令で定められてるものについては、その期間保存しなければならないということだと思います。

6月の定例会の文教上下水道常任委員会のときも幾つか例を申し上げたと思えますけれども、労働者の名簿とか賃金台帳という、労働基準法に基づいて保存期間が3年というふうに規定されておりますし、会計帳簿については、社会福祉法によって、会計帳簿閉鎖のときから10年というふうに規定がされております。

今回、内閣府令の改正によって、条例も改正したというところがございますので、一定その内容に従って、条例のほうも改正したというところがございます。

以上でございます。

○弘豊委員長 村上委員。

○村上英明委員 要望としておきたいんですけれどもね、この条例を見たときに、すぐに分かるような形の内容にしておくべきなんだろうなと。この項目はこっちの法律、この項目はこっちの法律を見なければいけないとかいうことになってくるので、その辺をちょっと書面的な形になるんですけどね、明確にすぐ分かるような形でしていくべきなんだろうなというふうに私は思ったので申し上げさせていただきました。その辺はまたしっかりと適正な形で、また職員の方もより見やすいような形をとっていただきたいということ、要望としておきます。

以上です。

○弘豊委員長 それでは、ほかの方ご質問ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○弘豊委員長 それでは、以上で質疑を終わります。

暫時休憩いたします。

(午前10時21分 休憩)

(午前10時23分 再開)

○弘豊委員長 それでは再開いたします。

次に、議案第53号の審査を行います。本件についても、補足説明を省略し、質疑に入ります。

質問のある方、挙手をお願いいたします。

村上委員。

○村上英明委員 今回の水道事業の補正の関係はですね、債務負担行為1件ということになっていると思うんですが、今回の債務負担行為のOA機器管理事業ということで、単年度ということだと思います。金額も4,204万6,000円ということなんですけども、ちょっと私の計算が間違っていればまたご指摘を頂きたいんですけどね、令和3年度の当初予算の概要の中で、複数課にまたがっているこのOA機器管理事業というものを足し算すると、1,847万5,000円になったんですね。その件も踏まえて、今回の約4,200万円の債務負担行為の考え方と、この事業をなぜ債務負担行為として上げられたのかということで、ちょっと1回目お尋ねをしたいなというふうに思います。

以上です。

○弘豊委員長 答弁のほうを求めます。

末永部長。

○末永上下水道部長 村上委員からのご質問にお答えします。

令和3年度予算の約1,800万円というお話ですけど、そこの部分につきまして、コンピューターの保守点検の金額かと思うんですが、今回この債務負担行為とさせ

ていただいたのは、コンピューターの更新というか、現状のシステムは25年維持してきたんですけども、ハード的にも老朽化している中で、今回システム全体を更新する、設備を変えるという、新たなシステムに更新をすることです。

市民の皆さんの料金に間違いがあったらいけませんので、目標として来年の10月に料金システムを更新するために、債務負担行為もとらせていただきまして、令和4年の10月に稼働する方向でシステムを構築していきたいと考えているところであります。

以上でございます。

○弘豊委員長 村上委員。

○村上英明委員 現在のシステムが25年経過していたということですが、それを聞いて結構長く使っていたんだという認識を持ったんですけども、これは確認も含めてなんですけどね、現場の検針の方々はハンディターミナルを持っておられる。そういったものもちょっと更新として入っているのかということの確認をさせていただきたいというのが1点。債務負担行為ということは、要は令和4年度の新年度の予算に盛り込んで、それから契約していくとちょっと期間的にも問題があるということで、この債務負担を組まれたというふうに思うんですが、その契約の考え方も含めて、この2点をお尋ねしたいなというふうに思います。

○弘豊委員長 千葉課長。

○千葉料金課長 そうしましたら、村上委員からの一つ目の、ハンディターミナルの件ということでお答えさせていただきます。

検針につきましては、現在ハンディターミナルで検針しておりまして、データを抽

出して、料金システムのほうに入力しておりました。

料金システムを更新いたしましたら、ハンディターミナルをスマートフォンという形にさせていただきまして、今後スマートフォンを持って検針の業務を行っていくということで考えております。

村上委員からの二つ目の、この事業が新年度予算だったら間に合わないかもしれないということなんですけども、こちらにつきましても、委員のおっしゃるとおりで、新しいシステムの稼働予定を令和4年度の下半期のほうで考えておまして、その中で令和4年度当初から始めるということでしたら、安全にシステム移行ができないということが判明いたしましたので、債務負担を設定していただくということで、今回上げさせていただきました。

以上でございます。

○弘豊委員長 村上委員。

○村上英明委員 この債務負担行為を組まれた理由については、先ほどのご答弁の中で理解できるなというふうに思います。

先ほどハンディターミナルを今後スマートフォンに変えられて、現場で検針されるという形になると思うんですけども、今、検針員が13名で、夏の暑いときも現場で検針されているのを私も見たことがあるんですけども、今後のITの普及というか、通信技術の動向も踏まえて、吹田市ではインターネットを使って、メーターを直接読み取れるようなこともされると、検証段階だと思うんですけども、摂津市もそういう通信技術を使った形で、何がいいのかというのをまた検証していただきたいと思います。ということで、これは要望としておきます。

以上です。

○弘豊委員長 では出口委員。

○出口こうじ委員 初めまして、新人の出口でございます。

このシステム更新の件でお尋ねしたいんですけども、このシステム更新というのは、外部に委託してやっていただくという形でプロポーザル方式で契約をするという形なんですか。

○弘豊委員長 千葉課長。

○千葉料金課長 出口委員の質問にお答えさせていただきます。

このシステムにつきましては、稼働当時からプログラム開発等を本市独自開発でやっております、その保守等を行っております業者をお願いをするということになる予定です。

以上でございます。

○弘豊委員長 出口委員。

○出口こうじ委員 ありがとうございます。

以上です。

○弘豊委員長 嶋野委員。

○嶋野浩一朗委員 それでは、私からも質問をさせていただきたいと思います。

村上委員が質問されましたので、債務負担の内容についてよく理解はできました。私も、ちょっとこういったことについてはなかなか疎いので、単純に教えていただきたいんですけども、令和4年の10月からシステム稼働だということは、およそ1年かかるわけですね。およそ1年かけて新たにシステムをつくるということについては、相当やっぱり抜本的に変わっていくのかなというのが私の単純な感想なんですけれども、このシステムをそこまで抜本的に変えることによって、市民の方にはどういったメリットがあるのか、またその内部的な事務を進めていく上でどういっ

た効果があるのか、ちょっとそこら辺について教えていただけますか。

○弘豊委員長 千葉課長お願いします。

○千葉料金課長 嶋野委員からの質問にお答えします。

抜本的なシステムの変更ということなんですけども、これにつきましては、今オンプレミスという形で、サーバーを自庁内に置きまして、主体的に管理のほうをしております。

こちらをクラウド化ということでさせていただくんですけども、クラウド化につきましては、大きな利点としましては、災害に強いということが上げられます。

現状は主体的に職員が管理したりとか、稼働当時からプログラム開発に関わっているSEがずっと関わってくださっているんですけども、それにつきましてもクラウド化することによって、職員ですとかそのSEの負担が少なくなるということで考えております。

以上でございます。

○弘豊委員長 嶋野委員。

○嶋野浩一朗委員 分かりました。

ということは、クラウド化ということなので、水道の庁舎でもし何かあったときにも、しっかりとバックアップという体制が敷かれるということですよ。分かりました、理解いたしました。

以上です。

○弘豊委員長 西川次長。

○西川上下水道部次長 少し前のご質問に戻るんですが、先ほどの村上委員の令和3年の予算というお話ですが、確認しましたら、おっしゃってる金額になっております。

以上です。

○弘豊委員長 それでは、ほかの方ご質問

ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○弘豊委員長 それでは、以上で質疑を終わります。

暫時休憩いたします。

(午前10時34分 休憩)

(午前10時36分 再開)

○弘豊委員長 それでは再開いたします。討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○弘豊委員長 討論なしと認め、採決いたします。

議案第52号所管分について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○弘豊委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

次に、議案第53号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○弘豊委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定いたしました。

続いて、議案第56号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○弘豊委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定いたしました。

これで、本委員会を閉会いたします。

(午前10時37分 閉会)

委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

文教上下水道常任委員長 弘 豊

文教上下水道常任委員 嶋野浩一朗